

神戸市商工団体振興事業補助金交付要綱

平成 18 年 4 月 1 日局長決定
最終改正 平成 28 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市内の小売店および中小企業の大部分を統括する神戸市商店街連合会・神戸市商店街婦人連合会・神戸市商工団体総連合会・神戸市小売市場連合会（以下「商工団体」という。）が実施する本市小売商業および中小企業の振興・発展を目的とした事業に対し補助金を交付するにあたり、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業は、商工団体が当該年度内に行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 商工団体の振興に関する事業
- (2) 小売商業および中小企業の振興に関する事業
- (3) 小売商業および中小企業従業員の福利増進に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 前条の補助対象経費における補助金の額は、予算の範囲内で定める。

2 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 商工団体は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書
- (4) 団体の概要がわかる資料（定款または会則）
- (5) 構成員名簿
- (6) その他市長等が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、補助金規則第 6 条第 1 項による補助金の交付決定を行うときは、60 日以内に商工団体に、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付けることができる。

3 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）より商工団体に通知するものとする。

(補助事業等の変更等)

第 7 条 商工団体は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受け

ようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた商工団体が、補助金規則第 18 条第 2 項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第 9 条 商工団体は、補助金規則第 15 条に基づき、補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助対象の交付決定日の属する市の会計年度の終了後、30 日以内に市長まで提出しなければならない。

- （1）補助事業実績報告書（様式第 9 号）
- （2）事業の実施状況がわかる書類
- （3）補助事業に係る収支決算書

（交付額の確定）

第 10 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに商工団体に通知するものとする。

- （1）補助金額確定通知書（様式第 10 号）
- （2）その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第 16 条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前条の報告受理後 5 日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。
- 3 商工団体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（補助金の請求）

第 11 条 商工団体は補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定の請求があったときは、市長は速やかに補助金を商工団体に支払うものとする。

（交付決定の取消等）

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該商工団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（補助金の経理）

第 13 条 商工団体は、所要の帳簿類を備え、補助事業にかかる経理を商工団体の他の経理と明確に区分しなければならない。

- 2 商工団体は、前項の帳簿類及び補助事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる

伝票類を保存しなければならない。

(報告等)

第14条 市長は必要があると認めたときは商工団体に対し報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は平成28年4月1日から施行する。